

特定非営利活動法人新宿環境活動ネット
理事会運営規程

2020年6月24日制定

(目的)

第1条

この規程は、特定非営利活動法人新宿環境活動ネット（以下「この法人」という。）の定款第4章に基づいて行われる理事会の運営ルールを明らかにし、適正かつ円滑な審議による意思決定、協議による意見交換、及び情報共有を推進するために設ける。

(運営方針)

第2条

この法人が掲げる目的の達成と持続可能な運営、諸事業の遂行のために、会員の意見を十分に考慮し、多種多様な最大限の問題について、最小限の時間内に、この法人としての適切な意思を形成することを目指す。

(出欠)

第3条

理事会の招集通知を受けた理事、監事及び関係者は、その出欠、オンライン会議システムの利用有無及び表決委任について、あらかじめ代表理事にその旨を通知しなければならない。

(会議の構成)

第4条

会議は、報告、審議、協議、予定連絡で構成する。

(報告)

第5条

すでに理事会で意思決定した事項の進捗や結果の事項、代表理事が決定した事項、会の活動に関係し今後協議・審議を必要とする可能性のある事項、会の活動に関係し審議を必要としない軽微な事項等は、報告されなければならない。

(審議)

第6条

審議に提案される事項は十分な協議を経たものである必要があり、最終的に実施の可否の決定を行う。

2 審議の可否の採決する場合は、過半数とする。

(協議)

第7条

協議は、定められた時間内に遺漏なくあらゆる意見を出し合い、審議に向けて意見を集約していく。協議終了後、継続協議、次回審議若しくは緊急審議の上程を決する。

(会議の司会)

第8条

会議の司会は、一部の理事に集中しないよう配慮し、会議開始時に出席している理事の中から1名を決定する。

- 2 審議事項の司会は代表理事が行い、可否同数のときは代表理事が決する。

(会議進行のルール)

第9条

会議進行のルールは、以下の項目によって定める。

- (1) 審議事項以外は、定刻に揃った理事の合意を持って定時に開始される。
- (2) 出席者している理事の中から、タイムキーパー及び書記を置く。
- (3) オンライン会議システムによって出席する理事がいる場合、発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されていることを確認する。
- (4) 会議開始時に、出席している各理事に加える議事がないか確認し、必要と認められる場合はその場で加える。
- (5) 代表理事は、理事会の議事の経過及びその結果について、欠席した理事及び監事に対して通知する。

(三役会議)

第10条

代表理事は、副代表理事及び事務局長を招集し、必要に応じて三役会議を開催することができる。

- 2 三役会議は、理事会から付託された事項の協議及び審議、その他必要な事項の協議をするものである。
- 3 代表理事は、三役会議で協議及び審議した事項について、理事会に報告しなければならない。

(専決事項)

第11条

理事会と理事会の間であって、緊急かつ軽微な事項について、代表理事が専決できる。

- 2 当該事項について、理事会に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第12条

この規程の改廃は、理事会の決議を経てこれを行う。

付則

この規程は、令和2年6月24日から施行する。